

『第6次生駒市総合計画第2期基本計画(案)』

『第1期生駒市デジタル田園都市構想総合戦略(案)』


に対するご意見を募集します

募集期間: 令和5年12月25日(月)～令和6年1月25日(木)

生駒市では、令和元年度を開始年度として、まちづくりの中長期的なビジョンを示す「第6次生駒市総合計画」(以下、総合計画)に基づき、取組を行っています。令和5年度をもって、総合計画第1期基本計画の計画期間が終了することから、第2期基本計画の策定を進めています。策定にあたっては、少子高齢化の進行への対応や東京圏への人口集中の是正への取組を、さらに進めるべく、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改定し、「生駒市デジタル田園都市構想総合戦略(令和6年度～令和9年度)」と一体化することとします。

また、本市を取り巻く社会環境においても、新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の進展など、大きな変化があることを踏まえ、将来都市像とその実現に向けた行政運営のプランとして、生駒市総合計画審議会において、「第2期基本計画(案)(令和6年度～令和9年度)」を取りまとめました。

この計画をより良いものとするため、市民の皆様からのご意見・ご感想を募集します。なお、ご意見の提出にあたり、計画内容の説明が必要な場合は、担当職員による説明もいたしますので企画政策課までご連絡ください。

案件名	第6次生駒市総合計画第2期基本計画(案)
案の公表場所	市役所(3階 市政情報コーナー 4階 企画政策課)、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTA はばたき、図書館、たけまるホール、コミュニティセンター(生駒セイセイビル内)、南コミュニティセンターせせらぎ、市ホームページ(http://www.city.ikoma.lg.jp/)
募集期間	令和5年12月25日(月)～令和6年1月25日(木)
意見を提出できる方	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内に住所を有する者 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④ 市内に存する学校に在学する者 ⑤ 当該案件に利害関係を有する者
意見の提出方法	<p>別紙の「意見・情報提出書」(別の様式でも可能です)に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 案件名、② 住所、③ 氏名、 ④ 『第6次生駒市総合計画第2期基本計画(案)』『第1期生駒市デジタル田園都市構想総合戦略(案)』へのご意見を明記のうえ、窓口へ持参、郵送、ファクス、市ホームページのいずれかで、企画政策課までご提出ください。 <p>※ 電話によるご意見には対応することはできません。</p>
提出先	<p>【持 参】 生駒市役所 企画政策課(4階) 平日 8:30～17:15</p> <p>【郵 送】 〒630-0288 生駒市東新町 8-38 生駒市役所 企画政策課 宛</p> <p>【ファクス】 0743-74-9100 (企画政策課 宛)</p> <p>【入力フォーム】 市ホームページ(右記QRコード参照) 入力フォームはこちら ▶</p> 
いただいたご意見への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○提出されたご意見の概要及びご意見に対する市の考え方を、上記公表場所と市ホームページで公表します。 ○提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。



意見・情報提出書

案 件 名※	
住 所※	
氏 名※	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
意見提出者の区分 (該当する番号に○印をしてください。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内に住所を有する者 2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 4 市内に存する学校に在学する者 5 当該案件に利害関係を有する者
(ご意見等記入欄) ※	
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>	

※「案件名」「住所」「氏名」「ご意見等」は必ずご記入ください。ご意見等の内容について、お問い合わせすることがありますので、差し支えなければ「電話番号」「電子メールアドレス」もご記入ください。

※法人その他の団体にあつては、「住所」欄に事務所又は事業所の所在地、「氏名」欄に名称及び代表者の氏名をご記入ください。

※「ご意見等記入欄」が足りないときは、別紙を添付してください。

※別の様式で提出される場合も、「案件名」「住所」「氏名」「ご意見等」は必ずご記入ください。

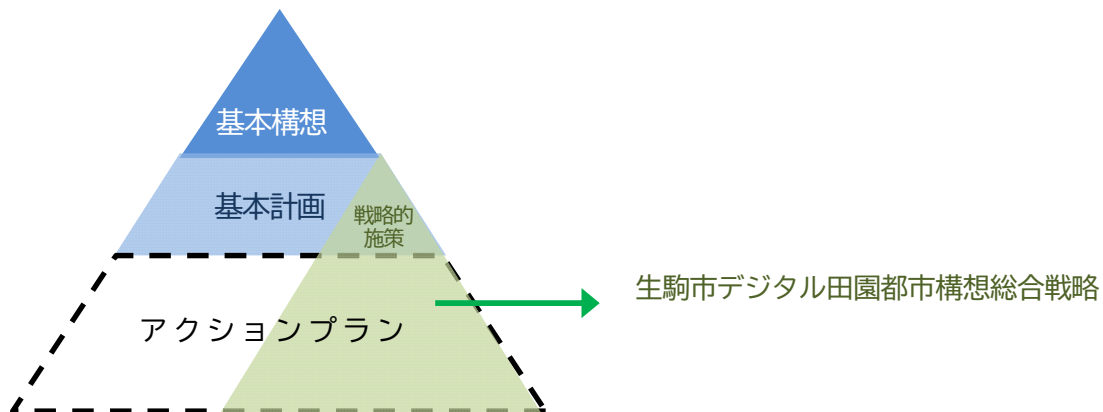
【概要版】

第6次生駒市総合計画第2期基本計画（案） （第1期生駒市デジタル田園都市構想総合戦略（案））

1. 第2期基本計画の策定及び総合戦略の改定に当たって

本市の将来のあり方を展望し、市民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに、総合的かつ計画的な市政運営の指針を示すため、また、本市におけるまちづくりの最高規範である「生駒市自治基本条例」に総合計画の策定についての定めがあることから、平成31年度に「第6次生駒市総合計画基本構想（令和元年度から概ね20年間）」及び「第6次生駒市総合計画第1期基本計画（令和元年度～令和5年度）」を策定し取組を進めてきました。また、少子高齢化の進行への対応や東京圏への人口集中の是正のため、「第2期生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）」に基づく取組を進めてきました。

令和5年度末に第1期基本計画が満了を迎えることから第2基本計画（令和6年度～令和9年度）を策定します。また、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、デジタル田園都市国家構想を実現するため、国がデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定したことに伴い、本市の第2期生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略を改定する必要がありますが、本市の総合戦略は、総合計画を「特出し」、「深掘り」したものであり、アプローチの視点は異なるものの、いずれも将来都市像を実現するための計画であることを踏まえ、総合計画と総合戦略を統合し、第2期基本計画における戦略的施策を「第1期生駒市デジタル田園都市構想総合戦略」と位置づけます。



2. 第2期基本計画（案）の概要

●策定方針

第2期基本計画（案）は、第1期基本計画の進行管理の中で見受けられた課題を踏まえ、下記の方針で策定しています。

（1）新たな課題に対応した計画

将来都市像の実現に向けて、第1期基本計画の総論に掲げる「社会環境の変化」、「主要課題」を整理した上で「人口フレーム」を最新の状況に改定し、コロナ禍も踏まえ、新たに生じた社会課題への対応や新たな視点を加えた計画としています。

（2）施策間連携を生み出す計画

分野等の統合や、新たに生じた社会課題に対応する分野の新設のほか、将来都市像の達成に向けた効果的な横連携を促すことができる施策体系について、構成単位を含め再編しています。

（3）柔軟に対応できる計画

施策の取組方針（方向性）を中心とした計画内容に見直し、急速に変化し、複雑多様化する社会課題に対して柔軟な対応が可能な計画としています。

(4) 将来都市像に着実につながる計画

目指す将来都市像であるに着実につながっていきけるよう、総合計画全体の進捗を測るための「まちづくりの総合指標」を設定しています。

●まちづくりの総合指標と施策の構成

本市の将来都市像の実現に向けて、基本的施策、経営的施策、戦略的施策をそれぞれ設定し、体系的に取組を進めます。目指す将来都市像であるに着実につながっていきけるよう、総合計画全体の進捗を測るための「まちづくりの総合指標」を設定しています。

【まちづくりの総合指標】

総合指標①	生駒市への転入超過人口（純移動数） - 142人（R4年） → 40人（R9年） 【目標値の考え方】過去5年間で最も多い令和3年の転入超過人口（純移動数）をめざします。
総合指標②	「住んでいる地域が住みやすい」と感じている市民の割合 67.0%（R4年度） → 68.0%（R9年度） 【目標値の考え方】R4年度実績の数値に満たない年代をR4年度実績まで引き上げた場合の割合をめざします。
総合指標③	「まちや地域をより良くしていくために活動に参加している」市民の割合 19.4%（R4年度） → 20.8%（R9年度） 【目標値の考え方】R4年度実績の数値に満たない年代をR4年度実績まで引き上げた場合の割合をめざします。

【施策の大綱】

基本的施策	まちづくりの分野別に今後必要な基本的な取組を示す施策です。新たに生じた社会課題に対応する分野の新設のほか、将来都市像の達成に向けた効果的な横連携を促すことができる施策体系に再編します。
経営的施策	基本的施策を推進するために土台となる持続可能な行財政運営における基本的な取組の方向性を示す施策です。
戦略的施策	基本的施策及び経営的施策の中で、本市の特性や基本構想で掲げる「戦略的なまちづくりの視点」である生活・社会・都市構造の3つの視点を踏まえ、特に分野横断的な展開により、今後4年間のうちに戦略的に推進する施策です。

●計画の進行管理と見直し

施策・事業の実施に当たっては、総合計画と財政、行政組織が連動する仕組みを確立し、経営資源を最適かつ効果的に配分するため、「アクションプラン（基本計画に基づく事業を示したもの）・予算編成」「事業実施」「施策・事業評価」のPDCAサイクルによる行政マネジメントシステムを構築し、推進していきます。

基本計画については、計画の進行管理をする中で、社会経済情勢の変化や時代の潮流の変化により、実行中の基本計画そのものを見直す特段の必要性が生じた場合には、計画期間の途中であっても基本計画を見直すこととします。